

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月22日

名古屋市長 広沢一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）名古屋茶屋新田 店舗計画

名古屋市港区茶屋新田土地区画整理事業地内99街区1番の一部、99街区2番

2 変更しようとする事項

（1）荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設	面積	
	変更前	変更後
建物北西側荷さばき施設①	30.0m ²	変更なし
建物北東側荷さばき施設②	19.5m ²	変更なし
建物南側荷さばき施設③	—	13.5m ²
計	49.5m ²	63.0m ²

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

（2）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
建物北西側荷さばき施設①	午前6時00分から 午後10時00分まで	変更なし
建物北東側荷さばき施設②	午前6時00分から 午後10時00分まで	変更なし

建物南側荷さばき施設③	—	午前 6時00分から 午前 9時00分まで
-------------	---	--------------------------

3 変更の日

令和 8年 8月26日

4 変更しようとする理由

荷さばき計画の見直しのため

5 届出の日

令和 7年12月25日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 1月22日から同年 5月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 5月22日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市經濟局商業・流通部地域商業課